

## 【韓国】訪問型子育て支援事業の管理体制の整備に係る法改正

海外立法情報課 藤原 夏人

\* 2025年4月22日、訪問型子育て支援事業に係る国家資格の創設、民間事業者に対する登録制の導入等を骨子とした「子育て支援法一部改正法律」が公布された。

### 1 背景と経緯

韓国では、2012年2月1日に制定された「子育て支援法」<sup>1</sup>（法律第11288号、同年8月2日施行）に基づき、公的サービスとして、訪問型子育て支援事業（以下「支援事業」）<sup>2</sup>が実施されている。

支援事業で提供される子育て支援サービスには、①生後3か月以上12歳以下の子供を対象とした時間制サービス（登下校の付添い等）、②生後3か月以上36か月以下の子供を対象とした終日制サービス（保育）があり、共働き世帯、一人親世帯、多子世帯等の一定の要件を満たす場合は、世帯所得に応じて公的補助を受けることができる（上記要件を満たさない場合であっても正規料金で利用可能）。

支援事業の利用世帯は年々増加しており、2024年は、所在地を管轄する地方公共団体の指定を受けた子育て支援サービス提供機関（2024年末現在231か所、以下「指定機関」）の約2万9千人の子育て支援員<sup>3</sup>により、約11万8千世帯にサービスが提供された<sup>4</sup>。

他方、利用世帯の増加に伴い、利用開始まで長期間の待機を要する状況が続いている。そのため、支援事業とは別の民間サービスを利用している世帯も多いと言われているが、指定機関と同様のサービスを提供する民間事業者（以下「民間事業者」）及び育児ヘルパー<sup>5</sup>に対する公的な管理は行われておらず、利用実態は不明である<sup>6</sup>。

支援事業でカバーできない部分を民間サービスに依存せざるを得ない状況の中、育児ヘルパーによる児童虐待が継続して発生していることから、2025年4月2日、民間サービスの質の向上及び民間サービスに対する管理体制の整備を骨子とした子育て支援法一部改正法律案が国会本会議で可決され<sup>7</sup>、同月22日に公布された（法律第20932号、2026年4月23日施行<sup>8</sup>）。

### 2 改正法の概要

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年7月10日である。

<sup>1</sup> 「아이돌봄 지원법 (법률 제 11288 호)」本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。なお、同法の題名中の「아이돌봄」（直訳は「子供の世話」）には、文脈に応じて様々な訳語が当てられており、ハングルの発音を片仮名で表記した「アイトルボム」がそのまま用いられる場合もあるが、本稿では「子育て」と訳出した。

<sup>2</sup> 支援事業の概要については次の資料を参照。「2025년도 아이돌봄 지원사업 안내」 여성가족부 가족문화과, 2025.1. <<https://www.idolbom.go.kr/front/rest/file/download?attachFileSn=2442335&fileSn=1>>

<sup>3</sup> 原文の原綴及び直訳は「아이돌보미（子供世話人）」。子育て支援員になるには、所定の教育課程の修了又は大統領令で定める一定の資格（保育士、幼稚園教諭、教員又は医師）等が必要となる（第7条）。

<sup>4</sup> 「아이돌봄 사업현황」子育て支援サービス利用者ホームページ <<https://idolbom.go.kr/front/biz/stts>>

<sup>5</sup> 原文の原綴は「육아도우미」。子育て支援法では、所定の教育課程の修了等が必要な指定機関の子育て支援員と、それ以外の民間事業者の育児ヘルパーは別に定義されている（第2条）。

<sup>6</sup> 이옥순「아이돌봄 지원법 일부개정법률안 검토보고」2024.9, p.50. <<https://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=ED277530-2E38-5490-FA9C-EF59A1B40BC0&type=1>>

<sup>7</sup> 「[2209390] 아이돌봄 지원법 일부개정법률안(대안)（여성가족위원회）」本稿において、韓国の法律案の原文は議案情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill>> を参照した。

<sup>8</sup> 「아이돌봄 지원법 (법률 제 20932 호)」

## (1) 国家資格「子供ケア士」の創設

子育て支援員に代わる新たな国家資格「子供ケア士」<sup>9</sup>が創設された。女性家族部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）は、資格管理業務に係る専任機関を指定できる（第7条）。

法改正前の子育て支援員は、指定機関において子育て支援サービスを提供するための資格であったが、子供ケア士として国家資格化されたことにより、指定機関だけでなく、広く民間で資格を活用できる機会が創出された。

なお、子供ケア士は業務独占ではなく名称独占であるため（第8条）、子供ケア士の資格を有しない育児ヘルパーも後述の登録機関においてサービスを提供することが可能である。ただし、指定機関においてサービスを提供できるのは、子供ケア士のみである（第13条）。

## (2) 子育て支援サービス提供機関に対する登録制の導入

これまで公的管理の対象外であった指定機関以外の民間事業者に対する登録制が導入された。指定機関以外に子育て支援サービス提供機関を設置し、及び運営しようとする者は、女性家族部令で定める人員及び施設等の基準を満たし、所在地を管轄する地方公共団体の長に登録（申請）をしなければならない（第11条の2第1項）。

登録された子育て支援サービス提供機関（以下「登録機関」）は、サービスを提供する過程で発生した安全事故<sup>10</sup>により、生命又は身体が侵害された子供ケア士若しくは育児ヘルパー又は（サービス提供対象の）子供に損害賠償できるよう、損害賠償責任保険に加入するとともに、安全のために必要な措置を講じなければならない（第11条の2第2項）。

また、登録機関が子供ケア士又は育児ヘルパーを採用する場合は、女性家族部令で定める標準労働契約書を作成しなければならない（第14条）。

## (3) 育児ヘルパーに対する管理体制の整備

法改正前は、子育て支援員に対してのみ欠格事由が規定されていたが、法改正により、子供ケア士及び育児ヘルパーの双方に対して同様の欠格事由が規定された。精神疾患のある者、性犯罪による刑の執行等が終了した日から10年が経過しない者等は、登録機関において育児ヘルパーとして活動することができない（第6条第2項）。

また、法改正前は、子育て支援員の犯罪歴のみ、捜査機関への照会が可能であったが、法改正後は、子供ケア士及び育児ヘルパーの双方の犯罪歴の照会が可能となった（第6条の2）。

## (4) 利用者に対する子育て支援サービスの案内

法改正前は、地方公共団体の長に対し、指定機関のサービス内容、施設及び人員の状況、過去の指定取消し履歴等に係る情報を利用者に提供することが義務付けられていたが、法改正により、登録機関についても同様の情報を利用者に提供することが義務付けられた（第12条）。

## (5) 子育て支援サービス実態調査

長官は、子育て支援サービスの改善を目的とした政策の策定に活用するため、3年ごとに指定機関及び登録機関の双方を含む子育て支援サービス提供機関の運営状況及びサービス全般に関する実態調査を実施し、その結果を公表しなければならない（第28条の2）。法改正前は、調査の実施のみが義務付けられていたが、法改正により結果の公表も義務付けられた。

<sup>9</sup> 原文の原綴及び直訳は「아이돌봄사（子供世話士）」

<sup>10</sup> 安全教育の不足、不注意等により生じる事故。当該語の意味については国立国語院標準国語大辞典ウェブサイト <<https://stdict.korean.go.kr>> を参照した。